

当建設産業委員会に付託された案件については、9月3日午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第55号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

個人番号交付事業について、マイナンバーカードの円滑な取得及び交付促進に伴う費用が増額され、2022年度中には、殆どの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、交付の促進を図るとのことだが、半田市の現況はどうか。また、半田市としては2022年度中に何パーセントの取得を目指すのか。とに対し、

半田市全体のマイナンバーカードの普及率の現況は14.82%で、2022年度末までには47.55%を目指し市民に取得の促進を図っていきます。とのこと。

今年度は特に国家公務員及び地方公務員の取得が推進されていることから半田市でも職員の取得の促進を図っていくとのことだが、職員のマイナンバーカード取得状況についてはどうか。とに対し、

6月現在の調査では、1,419名の職員のうち152名、10.7%が取得している状況です。今後は職員及び被扶養者に対して啓発を行うとともに、10月、12月、3月末には随時、取得状況調査を人事課を通じて行っていきます。とのこと。

知多半島広域観光推進事業について、来年1月に愛知県国際展示場で開催される「愛知・知多の観光・産業・物産フェア（仮称）」の事業費負担金の半田市の割合は均等に分けられたものなのか。とに対し、

事業費負担割合については、知多半島の10市町の中では半田市が一番高いですが、まず事業費の50%を均等割りとして10市町で均等に分け、40%を人口割り、10%を宿泊部屋数割りで行っています。とのこと。

「愛知・知多の観光・産業・物産フェア（仮称）」の半田市負担分の中でも行政と半田商工会議所で負担をするとあるが、この両者の負担割合は何を基に決められたのか。とに対し、

具体的な根拠はないが、協議のうえで、行政が7分の5、半田商工会議所が7分の2を負担することで合意がされたものです。とのこと。

有価資源回収奨励事業の小型家電処理委託料について、上半期9月までの契約については、1キロあたり0.5円で売却されていたのが、下半期10月からの見積り単価は35円の処理費がかかるとのことだが、この単価の差は何か。とに対し、

資源の売却に関しては、市況の変化が激しいことから半年ごとの契約と
しているなか、本年度当初予算の編成で小型家電の処理費を1キロあたり
5円で計上した後に、中国の雑品くず受入の全面廃止、廃プラスチックの処理
単価の高騰があったことを受け、1キロあたり30円ほどかかるとの情報を
得ておりました。

それでも、今年度4月から9月までの上半期の契約の際には小型家電を
買取りする業者が1社おりました。しかし、下半期分の参考見積をとった
ところ、上半期の契約業者及びこれまで契約実績のある業者いずれも処理費
が必要との回答であり、金額が低いところでも35円かかるとの見積を得て
います。また、他市では60円の処理費用がかかっているとの聞き取り調査も
行っていることから、1キロあたり35円は妥当な処理費用と考え、今回補正
計上しているところです。とのこと。

有価資源回収奨励事業の小型家電処理委託については、ごみ減量及び資源
リサイクルの観点からすると必要なことだが、小型家電を回収して処理を
して資源にするための小型家電再商品化処理費用は国内資源価格の下落や
委託の人件費を考えると費用対効果はあるのか。について、

これまでは、小型家電に含まれる資源が有価物となり、トータルでも売払い
収入を得ておりましたが、今回資源物の価格の下落によりトータルで処理費
が1キロあたり35円かかる見込みとなり歳出に転じるところであります。

小型家電のみの処理費というのは積算できておりませんが、クリーン
センターにおけるごみ全体の処理費としては、現在1キロあたり35円を
上回る経費がかかっていることから、小型家電の資源化のために処理委託を
することは費用対効果があると考えています。

みんかんじゅうたくたいしんじぎょう みんかんもくぞうじゅうたくたいしんしんだんいんはけんいたくりょう
民間住宅耐震事業の民間木造住宅耐震診断員派遣委託料について、耐震
診断ローラー作戦（戸別訪問）の効果もあり耐震診断を受ける件数が増えてい
るとのことだが、耐震改修につながっているのか。とに対し、

耐震診断は昭和56年5月以前に建てられた7,200戸程度の木造住宅が対象となっており、そのうち3,471戸の診断を平成30年度末までに行いました。その結果、93.5%の家屋が倒壊する可能性があるとして診断されましたが、このうち11%について耐震改修を行っていただいております。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第63号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第69号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

半田市水道事業給水条例等の改正について、水道法の改正では、指定給水装置工事事業者に5年毎の更新制を導入することになっているが、条例において更新手数料を1件につき1万円としたその根拠は何か。とに対し、

これまで、新規指定の際には、条例に基づき手数料1万円を定めています。今回の法改正で新たに更新制が導入され、有効期間が5年と定められました。その更新手続きの内容については、厚生労働省の通知により新規指定に準ずることとされているため、新規指定時と同額の1万円としています。とのこと。

現在、半田市では137の指定給水装置工事事業者が指定されているが、どのような資格や基準をもって認められているのか。とに対し、

以前は市の規程によって、市内に事業所を持つ38の水道指定工事店を定めていましたが、規制緩和の流れから、平成10年度より法改正に基づき、市内外を問わず新たに指定給水装置工事事業者として指定することとなりました。

指定の際には、国家資格である給水装置工事主任技術者を置くこと、工事に必要な機械器具を装備していることなどを条件とし、審査を経た上で指定しています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第70号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第71号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

今回の半田赤レンガ建物の指定管理者の指定における審査について、どの様な建物の活用方法で、どの様な経営理念や運営方法に対して点数が高く、また、どの様な期待をこれからの5年間に託したうえで、株式会社トヨタエンタプライズが選ばれたのか。とに対し、

先ず、接客に関し、トヨタエンタプライズは得意とする社員教育の中で人材育成とおもてなしを充実させること、また、ショップやカフェなどの改善について具体的な提案があったこと、そして常設展示室の入場に関しても、トヨタ博物館やトヨタ産業技術記念館など同じような内容の施設の運営を既にされており、そのノウハウを十分に生かしながらか見せ方を工夫するなどの提案が評価されたため選定されました。とのこと。

半田市として半田赤レンガ建物の来場者数目標は50万人とのことだが、既に達成されていることから、今後は80万人の目標を目指すくらいの勢いが必要ではないか。とに対し、

来場者数は達成されてきたが、集客を伸ばすことだけに囚われず、ショップやカフェの収益や常設展示室の入場者数など今まで弱かった部分を改善していくことも必要だと考えています。とのこと。

半田赤レンガ建物で根付いてきたマルシェ、ドイツ祭りなどのイベントは、指定管理者が変わっても引き続き開催されるのか。とに対し、

実績のあるイベント等については、引継ぎを行っていただき、今後も開催されるようにしていきます。とのこと。

今後5年間の指定管理料の総額はいくらになるか。とに対し、

年間約6千4百万円かかることから、5年間の総額は約3億円2千万円となります。とのこと。

現在の指定管理者である株式会社 JTB コミュニケーションデザインの運営について反省すべき点はあるか。とに対し、

得意とするイベントの開催により、沢山の集客を得たことは評価しているが反省点としては、ショップやカフェの運営については接客も含め弱かったこと、また、常設展示室についても、展示室への動線が分かりにくい中、アテンドについても弱かったことが挙げられます。とのこと。

指定管理候補者選定時のプロポーザルでは、指定期間の五年後となる令和7年3月31日までの来場者数、貸室の利用率、常設展示室の入場者数、カブトビールの販売本数等の目標値は示されているか。とに対し、

半田市が合意したわけではありませんが、プロポーザルにおいて、トヨタエンプライズからは年間来場者数を55万人、貸室利用率については、26.2%、常設展示室の年間入場者数は6万人、カブトビールは5万1000本で提案されています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第72号及び議案第73号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、2議案とも委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。